

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

令和 7 年度姫路市地場産業センター総合管理等業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和 7 年度姫路市地場産業センター総合管理等業務委託
- (2) 履行場所
姫路市南駅前町 1 2 3 番地
- (3) 履行期間
令和 7 年(2025年) 4 月 1 日から令和 8 年(2026年) 3 月 3 1 日まで
- (4) 業務概要
令和 7 年度姫路市地場産業センター総合管理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (5) 最低制限価格
無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 3 条に定める排除対象事業者該当していない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号）第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。
 - ア 業者登録名簿に「市内」又は「準市内」として登録されている者
 - イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「設備点検・保守」の詳細業種「電気設備、照明設備」、「空調設備」、「消防設備」のいずれにも競争入札に参加する資格を有する者又は業種「施設運営管理」において競争入札に参加する資格を有する者
 - ウ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「清掃」の詳細業種「建物清掃」において競争入札に参加する資格を有する者
 - エ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「警備」の詳細業種「人的警備」において競争入札に参加する資格を有する者
 - オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条

- の２第１項第５号及び第８号の事業について、同項の規定に基づき兵庫県知事の登録を受けている者
- カ 法人にあっては姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
- キ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。
- (ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和６２年６月２５日制定）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていない者
 - (イ) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者
- ク 会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「更生法」という。）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- ケ 平成２７年度以後に延床面積３，０００平方メートル以上かつ２階建以上の一の建築物に係る設備管理業務を元請として１２ヶ月以上継続して履行した実績のある者
- コ 平成２７年度以後に延床面積３，０００平方メートル以上かつ２階建以上の一の建築物に係る日常清掃業務を元請として１２か月以上継続して履行した実績のある者
- サ 平成２７年度以後に延床面積３，０００平方メートル以上かつ２階建以上の一の建築物に係る人的警備業務を元請として１２か月以上継続して履行した実績のある者
- シ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者
- (ア) 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

 - a 親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

 - a 組合とその組合員
 - b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者が、夫婦の関係にある場合

３ 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和７年（２０２５年）３月７日まで
配布場所	姫路市役所ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030101.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

なお、書類を郵送により提出する場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによることとし、持参する際は、受付場所へ事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 第2項第3号オに規定する登録に係る登録証明書の写し

ウ 雇用している者の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条第1項の建築物環境衛生管理技術者免状の写し

エ 雇用している者の電気主任技術者の免状（第1種、第2種又は第3種）の写し

オ 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）

カ 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その3の2。法人の場合、税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本）

キ 第2項第3号ケに規定する履行実績に係る履行実績調書（様式2）

ク 第2項第3号コに規定する履行実績に係る履行実績調書（様式3）

ケ 第2項第3号サに規定する履行実績に係る履行実績調書（様式4）

コ 関連企業申告書（様式5）

- (2) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所

受付期間	公告の日から令和7年（2025年）3月7日まで （姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで 郵送により提出する場合は、受付期間最終日の午後5時必着
受付場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市観光経済局商工労働部産業振興課（以下「産業振興課」という。） （姫路市役所 本庁舎9階） 電話番号 079-221-2506

- (3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和7年（2025年）3月11日を目途に、確認通知書をメールにて通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和7年（2025年）3月13日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又は電子メール（送信先：sankou@city.himeji.hyogo.jp）にて、産業振興課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。

5 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質疑書（様

式6) に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。

なお、質疑書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

質問受付期間	令和7年(2025年)3月7日から同月12日正午まで
送信先	sankou@city.himeji.hyogo.jp
質問回答を示す日時及び場所	令和7年(2025年)3月18日を目途に姫路市役所ホームページに掲載する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030101.html)

6 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和7年(2025年)3月25日 午後2時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 本庁舎本館10階 第四会議室

7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第29条の規定を適用する。

8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和7年(2025年)3月25日まで
契約条項を示す場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030101.html)

9 入札に関する事項

(1) 入札方法等

- ア 入札書は指定する様式を使用すること。
- イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の使用印を押印すること。
- エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
- オ 入札を辞退する場合は、入札日までに理由を付した辞退届を提出すること。一度提出した辞退届は、撤回をすることはできない。

(2) 入札に関する条件等

- ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
- イ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。
- ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望金額を千円単位で入札書に記載すること。
- エ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

1 0 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札（前号により無効となった場合の入札を除く。）の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印（姫路市に届出している使用印）のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

1 1 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

1 2 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者及び最低制限価格を下回った者は、参加できない。

1 3 その他

- (1) 予定価格及び最低制限価格は、非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 本業務は令和７年度当初予算の成立を前提とする。本業務に係る予算の減額又は削除があった場合は、入札の結果に関わらず契約をしない場合がある。